

(平成30年12月4日提出)

平成30年12月議会定例会議案

新 潟 市

平成30年12月議会定例会議案

目 次

議案第87号	平成30年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第88号	平成30年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算	7
議案第89号	平成30年度新潟市病院事業会計補正予算	10
議案第90号	新潟市体育施設条例の一部改正について	11
議案第91号	新潟市ひまわりクラブ条例の一部改正について	12
議案第92号	新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	13
議案第93号	新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	15
議案第94号	新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について	16
議案第95号	新潟市水道法施行条例の一部改正について	17
議案第96号	新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	18
議案第97号	新潟市老人憩の家条例の一部改正について	20
議案第98号	新潟市食品衛生法施行条例の一部改正について	21
議案第99号	新潟市火災予防条例の一部改正について	22
議案第100号	新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について	23
議案第101号	損害賠償の額の決定について	25
議案第102号	人事委員会委員の選任について	26
議案第103号	当せん金付証票の発売について	27
議案第104号	契約の締結について	28
議案第105号	指定管理者の指定について	29

議案第106号	指定管理者の指定について	30
議案第107号	指定管理者の指定について	31
議案第108号	指定管理者の指定について	32
議案第109号	指定管理者の指定について	33
議案第110号	指定管理者の指定について	35
議案第111号	指定管理者の指定について	36
議案第112号	指定管理者の指定について	38
議案第113号	指定管理者の指定について	39
議案第114号	指定管理者の指定について	40
議案第115号	指定管理者の指定について	41
議案第116号	指定管理者の指定について	42
議案第117号	指定管理者の指定について	43
議案第118号	指定管理者の指定について	44
議案第119号	指定管理者の指定について	45
議案第120号	指定管理者の指定について	46
議案第121号	指定管理者の指定について	47
議案第122号	指定管理者の指定について	48
議案第123号	指定管理者の指定について	49
議案第124号	指定管理者の指定について	51
議案第125号	指定管理者の指定について	52
議案第126号	指定管理者の指定について	53
議案第127号	指定管理者の指定について	54
議案第128号	指定管理者の指定について	55
議案第129号	指定管理者の指定について	56
議案第130号	指定管理者の指定について	57
議案第131号	指定管理者の指定について	58

議案第132号	指定管理者の指定について	64
議案第133号	指定管理者の指定について	65
議案第134号	指定管理者の指定について	66
議案第135号	指定管理者の指定について	67
議案第136号	指定管理者の指定について	68
議案第137号	指定管理者の指定について	69
議案第138号	指定管理者の指定について	70
議案第139号	指定管理者の指定について	71
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	72

議案第 87 号

平成 30 年度新潟市一般会計補正予算（第 5 号）

平成 30 年度新潟市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 827,360 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 383,061,608 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

平成 30 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		60,248,873	1,900	60,250,773
	2 国庫補助金	12,260,447	1,900	12,262,347
24 繰越金		802,493	161,460	963,953
	1 繰越金	802,493	161,460	963,953
26 市債		51,100,900	664,000	51,764,900
	1 市債	51,100,900	664,000	51,764,900
歳入合計		382,234,248	827,360	383,061,608

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		42,633,721	26,360	42,660,081
	1 総務管理費	38,432,887	26,360	38,459,247
3 民生費		115,546,082	6,500	115,552,582
	2 児童福祉費	42,403,908	6,500	42,410,408
8 土木費		49,878,923	794,500	50,673,423
	2 道路橋りょう費	21,486,902	294,500	21,781,402
	7 建築費	2,554,098	500,000	3,054,098
歳 出 合 計		382,234,248	827,360	383,061,608

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう維持補修平準化事業	114,500
		道路橋りょう新設改良平準化事業	180,000
	7 建築費	公共建築物保全適正化推進事業	500,000

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
塩俵橋橋りょう架替事業	平成31年度から 平成37年度まで	2,040,000

第4表 地方債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋りょう整備事業費	10,709,400	普通貸借	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に	10,968,400	普通貸借	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に
公共建築物保全適正化推進事業費	1,700,300	又は債券発行(他の地方公共団体と共同発行を含む。)	利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	2,105,300	又は債券発行(他の地方公共団体と共同発行を含む。)	利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第 88 号

平成 30 年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算（第 3 号）

平成 30 年度新潟市の国民健康保険事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 953,688 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 74,381,332 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		963,757	953,688	1,917,445
	1 繰越金	963,757	953,688	1,917,445
歳入合計		73,427,644	953,688	74,381,332

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 基金積立金		550,353	953,688	1,504,041
	1 基金積立金	550,353	953,688	1,504,041
歳 出 合 計		73,427,644	953,688	74,381,332

議案第 89 号

平成 30 年度新潟市病院事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 平成 30 年度新潟市病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成 30 年度新潟市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 市民病院事業収益	24,613,096	23,272	24,636,368
第 2 項 医業外収益	3,700,362	23,272	3,723,634

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 市民病院事業費用	24,591,953	137,064	24,729,017
第 1 項 医業費用	23,861,540	23,272	23,884,812
第 4 項 特別損失	153,563	113,792	267,355

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 3 条 予算第 8 条第 1 号に定めた金額を次のように改める。

(単位 千円)

科 目	補正前	補正後
(1) 職員給与費	11,629,042	11,742,834

平成 30 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 9 1 号

新潟市ひまわりクラブ条例の一部改正について

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例

新潟市ひまわりクラブ条例（平成 5 年新潟市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中央区の項中「新潟市中央区東大畑町通 2 番町 3 7 6 番地」を「新潟市中央区西大畑町 6 1 7 番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 9 2 号

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年新潟市条例第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条第 4 項中「社会福祉法」の次に「（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）」を加える。

第 2 8 条第 4 項中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を修了した者を含む。以下同じ。））」を加える。

第 3 9 条第 1 号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）を「都道府県知事」に改め、「卒業した者」の次に「（専門職大学前期課程を修了した者を含む。第 5 3 条第 2 項第 1 号及び第 5 9 条第 1 号において同じ。））」を加える。

第 5 3 条第 2 項第 1 号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同項第 5 号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）に規定する」に改め、「（学校教育法第 1 条に規定する幼稚園をいう。）」を削り、「教諭となる資格を有する者」を「教諭の免許状を有する者」に改め、同項第 6 号ア中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。））」を加える。

第 5 9 条第 1 号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同条第 4 号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。））」を加え、同条第 9 号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法に規定

する」に、「教諭となる資格を有する者」を「教諭の免許状を有する者」に改める。

第101条第3号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、「卒業した者」の次に「（専門職大学前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同条第4号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同条第8号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法に規定する」に、「教諭となる資格を有する者」を「教諭の免許状を有する者」に改める。

附則第5条中「（昭和24年法律第147号）」を削る。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第21条第4項の改正規定、第39条第1号の改正規定（「地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）」を「都道府県知事」に改める部分に限る。）、第53条第2項第1号の改正規定、第59条第1号の改正規定及び第101条第3号の改正規定（「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改める部分に限る。） 公布の日
- (2) 前号に掲げる改正規定以外の改正規定 平成31年4月1日

議案第 93 号

新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年新潟市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 5 号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 9 4 号

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 8 年新潟市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 5 条第 6 号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号及び次号において「専門職大学前期課程」という。）を含む。次号において同じ。）」を、「卒業した」の次に「（当該科目を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、同条第 7 号中「卒業した」の次に「（当該科目を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 95 号

新潟市水道法施行条例の一部改正について

新潟市水道法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市水道法施行条例の一部を改正する条例

新潟市水道法施行条例（平成 24 年新潟市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。第 3 号において同じ。）」を加え、同条第 3 号中「卒業した」の次に「（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、同条第 8 号中「又は水道環境」を削る。

第 4 条第 2 号中「修めて卒業した」の次に「（当該学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）」を、「同条第 3 号に規定する学校を卒業した者」の次に「（専門職大学前期課程を修了した者を含む。第 4 号及び第 5 号において同じ。）」を加え、同条第 4 号中「修めて卒業した」の次に「（当該学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 3 条第 8 号の規定は、この条例の施行の日以後に技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者について適用し、同日前に当該上下水道部門に合格した者については、なお従前の例による。

新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第6条各号列記以外の部分中「幼稚園をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第2号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第16条第2項に次の1号を加える。

(3) 保育所，幼稚園，認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち，当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し，衛生面，栄養面等，調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに，利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や，アレルギー，アトピー等への配慮，必要な栄養素量の給与等，乳幼児の食事の内容，回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるものが調理業務を行う施設（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

附則第2条中「事業を行う者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え，同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず，施行日以後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については，施行日から起算して10年を経過する日までの間は，第15条，第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は，適用しないことができる。この場合において，当該施設等は，利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により，当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第 97 号

新潟市老人憩の家条例の一部改正について

新潟市老人憩の家条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市老人憩の家条例の一部を改正する条例

新潟市老人憩の家条例（昭和 40 年新潟市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 寿楽園の項を削る。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 98 号

新潟市食品衛生法施行条例の一部改正について

新潟市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

新潟市食品衛生法施行条例（平成 12 年新潟市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項本文中「前 2 項の規定による営業」を「法第 52 条第 1 項及び新潟県食品衛生条例第 2 条第 1 項の規定による営業（季節的及び臨時的な営業を除く。）」に改め、同項ただし書中「食品行商許可」を「市場等定置喫茶店営業（喫茶店営業のうち、市日の市場及び祭礼の会場に限り営まれるものをいう。以下同じ。）及び食品行商の許可」に改める。

別表第 2 第 1 第 6 項第 1 号中「及び」を「並びに」に改め、「営む許可業者」の次に「及び市場等定置喫茶店営業を営む許可業者」を加える。

別表第 4 第 2 項に次の 1 号を加える。

（4） 市場等定置喫茶店営業許可申請手数料 1 件につき 2,000 円

附 則

この条例は、平成 30 年 12 月 28 日から施行する。

議案第 99 号

新潟市火災予防条例の一部改正について

新潟市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市火災予防条例の一部を改正する条例

新潟市火災予防条例（昭和 37 年新潟市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 35 条第 1 項各号列記以外の部分中「別表第 4」を「別表第 2」に改め、同項第 2 号中「別表第 1（3）項」の次に「（令第 10 条第 1 項第 1 号ロに掲げるものを除く。）」を加える。

附 則

この条例中第 35 条第 1 項各号列記以外の部分の改正規定は公布の日から、同項第 2 号の改正規定は平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

議案第100号

新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年新潟市条例第49号）の一部を次のように改正する。

題名中「新潟市長」を「新潟市議会議員及び新潟市長」に改める。

第1条中「新潟市長」を「新潟市議会議員（以下「市議会議員」という。）及び新潟市長」に改める。

第2条中「市長」を「市議会議員及び市長」に改める。

第3条に次の1項を加える。

- 2 市議会議員の選挙の候補者が前項の規定により届け出る場合は、当該候補者が立候補する区の選挙管理委員会を経由しなければならない。

第4条中「前条」を「前条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を

告示される新潟市議会議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された新潟市議会議員の選挙については、なお従前の例による。

議案第 101 号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

1 事件

新潟市民病院において心臓ペースメーカー植え込み術を施行した際に、新潟市在住の女性が出血性ショックの状態となり、死亡した医療事故

2 相手方

上記女性の相続人 3 名

3 損害賠償の額

新潟市が支払う損害賠償の額は、22,623,465 円とする。

議案第102号

人事委員会委員の選任について

次の者を人事委員会委員に選任したいので、議会の同意を得たい。

平成30年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市中央区山二ツ2丁目12番12号

兒玉 武雄

議案第103号

当せん金付証票の発売について

平成31年度において、当せん金付証票を総額5,000,000千円の範囲内で発売するものとする。

平成30年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

議案第104号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成30年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
(仮称) 万代・宮浦 乳児保育園及び東地 域保健福祉センター 建設工事	645,840,000 円	加賀田・丸運・新潟藤田特定共同企業体 代表者 新潟市中央区万代4丁目5番15号 株式会社 加賀田組 新潟支店 常務執行役員 支店長 阿部 清 構成員 丸運建設 株式会社 構成員 株式会社 新潟藤田組

議案第105号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成30年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市東総合スポーツセンター、新潟市中地区運動広場、新潟市下山スポーツセンター、山の下海浜公園プール、阿賀野川河川公園野球広場、阿賀野川河川公園多目的運動広場、阿賀野川河川公園庭球場、津島屋公園運動広場	新潟市中央区白山浦1丁目61番地69	公益財団法人新潟市開発公社	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで
新潟市庭球場	新潟市中央区白山浦1丁目61番地69	公益財団法人新潟市開発公社	

議案第106号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成30年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市民プラザ	新潟市中央区上 大川前通9番町 1268番地2	株式会社新潟ビルサ ービス	平成31年4月1日 から 平成36年3月31 日まで

議案第107号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成30年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市鳥屋野総合体育館	新潟市中央区白山浦1丁目61番地69	公益財団法人新潟市開発公社	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで
鳥屋野運動公園野球場，鳥屋野運動公園球技場	新潟市中央区白山浦1丁目61番地69	公益財団法人新潟市開発公社	
西海岸公園市営プール，西海岸公園少年野球広場，東公園児童プール	新潟市中央区白山浦1丁目61番地69	公益財団法人新潟市開発公社	

議案第108号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成30年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市新津地域 交流センター, 新 潟市新津本町地 域コミュニティ センター	新潟市秋葉区新 津本町1丁目2 番39号	新津地域交流セン ター管理運営委員 会	平成31年4月1日 から 平成36年3月31 日まで
新潟市新関コミ ュニティセンタ ー	新潟市秋葉区下 新364番地1	新関コミュニティ 協議会	
新潟市新津地区 勤労青少年ホー ム	新潟市秋葉区新 津東町1丁目5 番12号	新津東部コミュニ ティ協議会	

議案第109号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成30年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市新津B & G海洋センター, 新潟市新津七日町運動広場	新潟市中央区上 大川前通9番町 1268番地2	株式会社新潟ビルサー ビス	平成31年4月1日 から 平成36年3月31 日まで
新潟市新津地域 学園(体育施設), 新潟市新津金屋 運動広場, 新潟市 新津東部運動広 場, 新潟市新津東 町庭球場, 阿賀野 川水辺プラザ公 園多目的運動広 場	新潟市中央区東 堀前通6番町1 061番地	秋葉区スポーツフィ ールド運営グループ	
新潟市小須戸体 育館, 新潟市小須	新潟市中央区東 堀前通6番町1	秋葉区スポーツフィ ールド運営グループ	

戸武道館，雁巻緑地公園多目的広場，雁巻緑地公園サッカーコート	061番地		
新潟市小須戸運動広場	新潟市秋葉区矢代田35番地	山の手コミュニティ協議会	
新潟市市之瀬運動広場	新潟市秋葉区中野5丁目1番50号	荻川コミュニティ振興協議会	

議案第 1 1 0 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市しろね大 凧と歴史の館	新潟市中央区紫 竹山 2 丁目 5 番 4 0 号	株式会社N K S コー ポレーション新潟支 店	平成 3 1 年 4 月 1 日 から 平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 1 1 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市味方体育館，新潟市味方野球場，新潟市月潟野球場，新潟市味方テニスコート，新潟市月潟テニス場，新潟市味方B&G 海洋センタープール，新潟市味方ゲートボール場，新潟市月潟ゲートボール場，白根総合公園白根カルチャーセンター，白根総合公園多目的広場，	新潟市中央区白山浦 1 丁目 6 1 3 番地 6 9	公益財団法人新潟市開発公社	平成 3 1 年 4 月 1 日から 平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

白根総合公園テニスコート，白根総合公園多目的コート，白根総合公園屋内プール			
新潟市白根野球場	新潟市中央区東堀前通6番町1061番地	南区スポーツワールド運営グループ	

議案第 1 1 2 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市内野まち づくりセンター	新潟市西区内野 町 4 1 3 番地	内野・五十嵐まちづ くり協議会	平成 3 1 年 4 月 1 日 から 平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 1 3 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市西総合スポーツセンター，新潟市黒埼地区総合体育館，新潟市山田高架下グートボール場，流通公園庭球場，善久河川敷公園庭球場，寺地河川敷公園庭球場	新潟市中央区白山浦 1 丁目 6 1 3 番地 6 9	公益財団法人新潟市開発公社	平成 3 1 年 4 月 1 日から 平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで
新潟市小針野球場	新潟市中央区上大川前通 9 番町 1 2 6 8 番地 2	株式会社新潟ビルサービス	

議案第 1 1 4 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市松野尾地域コミュニティセンター	新潟市西蒲区松野尾 2 8 5 2 番地 3	松野尾地域コミュニティ協議会	平成 3 1 年 4 月 1 日から 平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 1 5 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日 提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市音楽文化 会館，新潟市民芸 術文化会館	新潟市中央区白 山浦 1 丁目 6 1 3 番地 6 9	公益財団法人新潟市 芸術文化振興財団	平成 3 1 年 4 月 1 日 から 平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 1 6 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日 提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市水族館	新潟市中央区西 船見町 5 9 3 2 番地 4 4 5	公益財団法人新潟市 海洋河川文化財団	平成 3 1 年 4 月 1 日 から 平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 1 7 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日 提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市會津八一 記念館	新潟市中央区万 代 3 丁目 1 番 1 号	公益財団法人會津八 一記念館	平成 3 1 年 4 月 1 日 から 平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 1 8 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日 提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市体育館, 新潟市陸上競技場	新潟市中央区白山浦 1 丁目 6 1 3 番地 6 9	新潟市開発公社・新潟アルビレックス R C	平成 3 1 年 4 月 1 日 から 平成 3 6 年 3 月 3 1 日 まで

議案第 1 1 9 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市西堀地下 駐車場	東京都渋谷区渋谷 3 丁目 6 番 6 号渋谷パークビ ル 2 F	株式会社駐車場総合 研究所	平成 3 1 年 4 月 1 日 から 平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

議案第120号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成30年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市産業振興センター	新潟市中央区白山浦1丁目61番地69	公益財団法人新潟市開発公社	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

議案第 1 2 1 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟勤労者総合 福祉センター	新潟市中央区白 山浦 1 丁目 6 1 3 番地 6 9	公益財団法人新潟市 開発公社	平成 3 1 年 4 月 1 日 から 平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 2 2 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日 提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市食肉センター	新潟市西区中野 小屋 1 6 3 1 番 地	公益財団法人新潟ミ ートプラント	平成 3 1 年 4 月 1 日 から 平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 2 3 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市豊栄総合 体育館，新潟市豊 栄木崎野球場，新 潟市豊栄武道館， 豊栄南運動公園 野球場，豊栄南運 動公園屋内ゲー トボール場，豊栄 南運動公園多目 的グラウンド，阿 賀野川公園野球 場，阿賀野川公園 多目的広場，阿賀 野川公園ゲート ボール場	新潟市北区嘉山 4 8 8 番地 3 総 合体育館内	ハピスカとよさか& アイビス技建共同事 業体	平成 3 1 年 4 月 1 日 から 平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで
新潟市北地区ス	新潟市中央区白	公益財団法人新潟市	

<p> ポーツセンター， 新潟市濁川運動 広場，新潟市南浜 運動広場，太夫浜 運動公園球技場， 阿賀野川ふれあ い公園野球場，阿 賀野川ふれあい 公園多目的広場， 阿賀野川ふれあ い公園テニスコ ート，阿賀野川ふ れあい公園ゲー トボール場 </p>	<p> 山浦 1 丁目 6 1 3 番地 6 9 </p>	<p> 開発公社 </p>
<p> 水の公園福島潟 遊水館，水の公園 福島潟木舟水路 </p>	<p> 新潟市北区嘉山 4 8 8 番地 3 総 合体育館内 </p>	<p> ハピスカとよさか& アイビス技建共同事 業体 </p>

議案第 1 2 4 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
水の公園福島潟 水の駅「ビュー福 島潟」、水の公園 福島潟湯来亭、水 の公園福島潟キ ャンプ場	新潟市中央区日 の出三丁目 4 番 1 5 号	福島潟みらい連合	平成 3 1 年 4 月 1 日 から 平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 2 5 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市亀田総合 体育館，新潟市亀 田運動広場，かわ ね公園多目的グ ラウンド	新潟市中央区白 山浦 1 丁目 6 1 3 番地 6 9	公益財団法人新潟市 開発公社	平成 3 1 年 4 月 1 日 から 平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで
新潟市横越総合 体育館	新潟市中央区東 堀通 一番町 4 9 4 番地 3	横越総合体育館運営 グループ	

議案第 1 2 6 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市新津駐 車場	新潟市秋葉区新 津本町 3 丁目 1 番 7 号	新津商工会議所	平成 3 1 年 4 月 1 日 から 平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで
里山ビジターセ ンター，古代館	新潟市西蒲区巻 甲 5 4 6 5 番地 4	株式会社関越サービ ス	

議案第127号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成30年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市潟東農村 環境改善センタ ー	新潟市西蒲区三 方1番地	潟東地域コミュニテ ィ協議会	平成31年4月1日 から 平成32年3月31 日まで

議案第 128 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市総合福祉 会館	新潟市中央区八 千代 1 丁目 3 番 1 号	社会福祉法人新潟市 社会福祉協議会	平成 31 年 4 月 1 日 から 平成 36 年 3 月 31 日まで

議案第 1 2 9 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日 提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市特別養護 老人ホーム大山 台ホーム，新潟 市養護老人ホー ム松鶴荘，新潟 市老人デイサー ビスセンター大 山台	新潟市北区松潟 1 5 1 0 番地	社会福祉法人愛宕福 社会	平成 3 1 年 4 月 1 日 から 平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

議案第130号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成30年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
母子生活支援施設ふじみ苑，母子生活支援施設さつき荘	新潟市中央区八千代1丁目3番1号	社会福祉法人新潟市社会福祉協議会	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

議案第 131 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
松浜ひまわりク ラブ, 太夫浜ひま わりクラブ, 早通 南ひまわりクラ ブ, 木崎ひまわり クラブ, 葛塚東ひ まわりクラブ, 桃 山ひまわりクラ ブ, 東中野山ひま わりクラブ, 大形 ひまわりクラブ, 東山の下ひまわ りクラブ, 江南ひ まわりクラブ, 牡 丹山ひまわりク ラブ, 南中野山ひ	新潟市中央区八 千代 1 丁目 3 番 1 号	社会福祉法人新潟市 社会福祉協議会	平成 31 年 4 月 1 日 から 平成 36 年 3 月 31 日まで

まわりクラブ，鏡
淵ひまわりクラ
ブ，日和山ひまわ
りクラブ，白山ひ
まわりクラブ，女
池ひまわりクラ
ブ，浜浦ひまわり
クラブ，有明台ひ
まわりクラブ，万
代長嶺ひまわり
クラブ，沼垂ひま
わりクラブ，山潟
ひまわりクラブ，
桜が丘ひまわり
クラブ，南万代ひ
まわりクラブ，上
所ひまわりクラ
ブ，鳥屋野ひまわ
りクラブ，笹口ひ
まわりクラブ，上
山ひまわりクラ
ブ，丸山ひまわり
クラブ，大淵ひま
わりクラブ，亀田

ひまわりクラブ，
亀田西ひまわり
クラブ，早通ひま
わりクラブ，新津
第一ひまわりク
ラブ，新津第三ひ
まわりクラブ，矢
代田ひまわりク
ラブ，金津ひまわ
りクラブ，根岸ひ
まわりクラブ，味
方ひまわりクラ
ブ，小針ひまわり
クラブ，新通ひま
わりクラブ，五十
嵐ひまわりクラ
ブ，東青山ひまわ
りクラブ，山田ひ
まわりクラブ，立
仏ひまわりクラ
ブ，大野ひまわり
クラブ，黒埼南ひ
まわりクラブ，赤
塚ひまわりクラ

<p>ブ，和納ひまわり クラブ，岩室ひま わりクラブ，鎧郷 ひまわりクラブ， 曾根ひまわりク ラブ，升瀉ひまわ りクラブ，中之口 東ひまわりクラ ブ，巻北ひまわり クラブ，漆山ひま わりクラブ，松野 尾ひまわりクラ ブ</p>		
<p>山の下ひまわり クラブ</p>	<p>新潟市東区古川 町 4 番 1 2 号</p>	<p>山の下地区コミュニ ティ協議会</p>
<p>木戸ひまわりク ラブ</p>	<p>新潟市東区中山 4 丁目 2 番 6 号</p>	<p>特定非営利活動法人 新潟市木戸地域コミ ュニティ協議会木戸 ひまわりクラブ運営 委員会</p>
<p>下山ひまわりク ラブ</p>	<p>新潟市東区太平 2 丁目 7 番地 1 7</p>	<p>社会福祉法人下山福 祉会</p>
<p>竹尾ひまわりク</p>	<p>新潟市中央区東</p>	<p>新潟県ビル管理協同</p>

ラブ, 関屋ひまわりクラブ, 両川ひまわりクラブ, 東曾野木ひまわりクラブ, 曾野木ひまわりクラブ, 横越ひまわりクラブ, 小須戸ひまわりクラブ, 西内野ひまわりクラブ	大通 2 丁目 2 番 1 8 号タチバナビル	組合
白根ひまわりクラブ	東京都豊島区東池袋 1 丁目 4 4 番 3 号池袋 I S P タマビル	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ
臼井ひまわりクラブ, 月潟ひまわりクラブ	新潟市西蒲区称名 8 2 5 番地	社会福祉法人新潟南 福祉会
坂井輪ひまわりクラブ, 坂井東ひまわりクラブ	新潟市西区青山 1 丁目 1 番 1 7 号	株式会社 D r e a m A d v a n c e
濁川ひまわりクラブ, 葛塚ひまわりクラブ, 中野山ひまわりクラブ,	東京都調布市調布ヶ丘 3 丁目 6 番地 3	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

新潟ひまわりク ラブ，紫竹山ひま わりクラブ，亀田 東ひまわりクラ ブ，内野ひまわり クラブ，真砂ひま わりクラブ，潟東 ひまわりクラブ， 中之口西ひまわ りクラブ，巻南ひ まわりクラブ			
---	--	--	--

議案第 132 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市急患診療センター	新潟市中央区紫竹山 3 丁目 3 番 1 1 号新潟市総合保健医療センター 5 階	一般社団法人新潟市医師会	平成 31 年 4 月 1 日から 平成 36 年 3 月 31 日まで

議案第133号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成30年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市口腔保健 福祉センター	新潟市中央区紫 竹山3丁目3番 11号新潟市総 合保健医療セン ター4階	一般社団法人新潟市 歯科医師会	平成31年4月1日 から 平成36年3月31 日まで

議案第134号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成30年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
老人憩の家なぎ さ荘	新潟市中央区水 道町1丁目59 39番地	学校法人新潟青陵学 園	平成31年4月1日 から 平成36年3月31 日まで

議案第135号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成30年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
南区白根健康福祉センター	東京都豊島区東池袋1丁目44番3号池袋IS Pタマビル	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	平成31年4月1日 から 平成36年3月31 日まで

議案第136号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成30年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
中之口高齢者支援センター	新潟市北区松潟 1510番地	社会福祉法人愛宕福祉会	平成31年4月1日 から 平成34年3月31 日まで

議案第 1 3 7 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日 提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市ふれあい健康センター	新潟市中央区川岸町 1 丁目 5 3 番地 1	福田道路・オーエン スグループ	平成 3 1 年 4 月 1 日 から 平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

議案第 138 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市資源再生センター	新潟市中央区東堀前通 6 番町 1 061 番地	環境をサポートする株式会社きらめき	平成 31 年 4 月 1 日 から 平成 36 年 3 月 31 日まで

議案第139号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成30年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市天寿園	新潟市中央区白山浦1丁目61番地69	新潟市開発公社・天苑共同事業体	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで
白山公園燕喜館, 市民茶亭遊神	新潟市中央区上大川前通9番町1268番地2	株式会社新潟ビルサービス	

諮問第 3 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を問う。

平成 30 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市北区新鼻 78 番地

小林 公子

新潟市中央区上近江 3 丁目 31 番 7 号

山崎 光子

新潟市中央区女池 8 丁目 13 番 20 号

田代 優子

新潟市江南区二本木 4 丁目 16 番 8 号

大竹 真理子

新潟市秋葉区横川浜 217 番地 15

早川 京子

新潟市秋葉区水田 1790 番地

木村 宗文

新潟市秋葉区車場 4 丁目 1 番 11-4 号

五十嵐 恭子

新潟市南区大倉 557 番地

富井 信喜

新潟市南区万年 259 番地

泉 康信

新潟市西蒲区道上 2178 番地

熊谷 孝夫

新潟市西蒲区角田浜 1056 番地

小川 英爾

新潟市西蒲区茨島 1842 番地 1

池浦 周英

新潟市西蒲区巻甲 3108 番地 1

有田 一正

新潟市西蒲区前田 147 番地 4

丸山 智生